

1. 都市景観形成の基本目標

本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、様々な暮らし・生活が多様な都市景観として現れ、現在に至っています。“住みたい”“住んでよかった”と実感できる、愛着と誇りを持てるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくため、都市景観形成の基本的な目標として次の3つを定めます。

(1) 心地よく活気のある都市空間の創出

市域の中で最も大きな面積を占めているのは、私たちが日々暮らしている住宅地です。住まいの周辺といった身近な空間が心地よいものであれば、私たちは心にゆとりや安らぎを感じることができます。また、活気のある景観は、事業活動の活性化につながります。

このため、市民・事業者・NPO・行政が協働のもと、住宅地等の暮らしに身近な空間や、市民・事業者等が様々な活動を展開する都市空間において、アメニティの向上や環境との調和及び共生を図り、心地よく活気のある都市空間の創出をめざします。



身近にアートを楽しめる「千里アートロード」
(新千里西町)

(2) 心に響く文化空間の創造

年月を経て培われてきた地域の文化や、まちに伝わり、残されてきた歴史資源は、地域の共有財産です。また、地域福祉や生涯学習、まちづくり等の様々な場面から新たなまちの文化も生まれています。これら新旧の文化や歴史の感じられる風景は、私たちの心に色濃く残り、人が成長する過程で大切なものとなります。

このため、文化活動の拠点や歴史資源等を対象とした景観の形成に取り組み、私たちの心に響く文化空間の創造をめざします。



地域の歴史を伝えるまちなみ (中桜塚)

(3) 都市の顔づくり・地域の顔づくり

都市にも地域にも、様々な顔があります。そして、その顔にふさわしい個性や特徴を高めることは、都市や地域のイメージを豊かにします。

このため、市内の都市活動の拠点となる空間を対象に、魅力的な都市の顔・親しみのある地域の顔となる景観の形成をめざします。



ガラス屋根とカリヨンが印象的な空間
(豊中駅前)

2. 都市景観形成の基本方針

都市景観形成に係る3つの基本目標をふまえ、基本的な方針として次の4つを定めます。

(1) まもる

市域を特徴づけ、市民の共有財産となっている自然や歴史等の景観資源や、良好な景観を形成している住宅地等を保全し、景観の継承を図ります。

また、景観に関わるルールを市民・事業者・NPO・行政の協働によりまもります。

～良好な景観をまもる～ ～良好な景観のためのルールをまもる～



ため池の自然環境を保全した青池公園
(上野東)

(2) つくる

開発や再整備等の事業においては、魅力ある景観を創出するよう努めます。また、魅力的な景観資源のネットワーク化を図ります。

そして、市民・事業者・NPO・行政の協働と連携のもと、地域の将来イメージやまちなみのルールづくりにも取り組みます。

～魅力的な景観をつくる～ ～まちのイメージやルールをつくる～



建て替えにより新たな景観を創出
(URシャレール東豊中)

(3) そだてる

地域の歴史や文化、環境等の特徴をいかし、景観の維持・管理、育成または改善を図ります。

また、景観形成を進める人材の育成を行う等、新しい市民文化の醸成を図ります。

～特徴的な景観をそだてる～ ～景観に関わる人をそだてる～



緑化リーダー会による花いっぱい
まちづくり

(4) いかす

歴史や文化、特徴的な景観資源、景観に関わる活動はもとより、景観形成に寄与する取り組み等も積極的に景観形成にいかします。

また、景観形成の取り組みを地域のまちづくりや事業活動を含めた社会活動の活性化等にかし、景観まちづくりへとつなぎます。

～積極的に景観をいかす～ ～景観まちづくりにいかす～



歴史資源をいかしたまちづくり
(原田しろあと館・羽室家住宅)